

議第 87 号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 7 月 31 日提出

京都市長 松 井 孝 治

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 12 条を第 15 条とし、第 11 条の次に次の 3 条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する措置)

第 12 条 任命権者は、京都市職員の育児休業等に関する条例第 15 条第 1 項に規定する措置を講じるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして人事委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の人事委員会規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等に係る請求又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 京都市職員の育児休業等に関する条例第 15 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして人事委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして人事委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の人事委員会規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等に係る請求又は申出に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして人事委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(親族が介護を必要とする状況に至った職員等に対する措置)

第13条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、親族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして人事委員会規則で定める制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)その他の人事委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等に係る請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の人事委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第14条 任命権者は、介護両立支援制度等に係る請求又は申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他人事委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提案理由

職員の仕事と育児又は介護との両立に資する措置を講じなければならないこととする必要があるので提案する。